

継続審査中の請願・陳情について (防災・まちづくり・交通対策特別委員会)

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第50号 城東地区にコミュニティバスを走らせることを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 城東地区にコミュニティバスを運行すること。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月6日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月15日 令和元年12月11日 令和2年 3月18日 令和2年 6月24日 令和2年10月19日 令和2年12月10日 令和3年 3月22日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) コミュニティバスについては、現在、潮見駅を起終点として巡回するしおかぜを運行している。これまでも城東地区を初めとし、区内他の地域でもコミュニティバス導入の要望は多々寄せられている。区内のバス交通は都営バスの運行を基軸として考えており、都営バスとの競合による減便や撤退のリスクを深刻な問題として捉え、都営バスの運行を充実させるべく取り組んでいる。 (2) コミュニティバスの導入については、観光や地域振興、高齢者支援の観点など、課題が多岐にわたっており、整理する必要があることから、地域公共交通庁内検討委員会を立ち上げ、要否の検討を進めている。 (3) 地域実態の把握については、パーソントリップ調査や区政世論調査等を活用し、調査・研究していくとともに、具体的なルートの提案については研究の参考といたしたい。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (防災・まちづくり・交通対策特別委員会) 土木部 地下鉄8号線事業推進担当
・交通対策課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第58号の2 江東区の南北交通網の一刻も早い整備、暫定的な都営バスの運行本数大幅増加に係る陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 豊洲等臨海部と、区役所本庁舎や江東西税務署などがある深川地区とのアクセス性向上のため、地下鉄8号線の豊洲以北への延伸を速やかに実施するよう、関係機関に求めること。また、都や東京メトロ等とも強力な協議を頻繁に行うこと。</p> <p>(2) 豊洲市場受け入れ条件の1つである地下鉄8号線延伸の不履行に対する当面の代替保障措置として、東京2020大会までに「豊洲-東陽町間」等を結ぶ都営バスを、地下鉄と同等に約5分間隔で運行させるよう、都に求めること。</p> <p>(3) 東京メトロが地下鉄8号線延伸に積極的でない場合は、都の責任で都</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月15日 令和元年12月11日 令和2年 3月18日 令和2年 6月24日 令和2年10月19日 令和2年12月10日 令和3年 3月22日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 地下鉄8号線の延伸は、豊洲市場移転に係る都区間の約束であり、事務レベルにおいては、豊洲市場に係る都区連絡調整協議会をはじめ、精力的に協議している。現状では、区が直接、国や東京メトロに協議を求めたり要望するのではなく、東京都に対して一刻も早い約束の履行を迫る段階にあると認識している。</p> <p>(2) 東陽町と豊洲を結ぶ都営バスについては、豊洲市場開場に合わせ新設された2系統を含め既に3路線が運行しており、5分おきの運行は乗車率や配車手配の実現性等から見て、難しいものとする。</p> <p>(3) 既に豊洲駅、住吉駅に地下鉄8号線の導入空間があることなどを踏まえれば、東京都が考えるように東京メトロによる上下一体整備が合理的であると認識しており、東京都が区との約束である事業スキームを一刻も早く構築することが、都営地下鉄による整備、運行の検討より優先するものと考えている。</p> <p>また、本年1月に設置された国土交通省の「東京圏における今</p>	

<p>営地下鉄として整備、運行させるよう、都に求めること。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>後の地下鉄ネットワークのあり方等に関する小委員会」では、都知事から国土交通大臣に対して直接要請のあった、地下鉄8号線延伸の事業主体選定等の課題解決に向けた検討などが行われている。</p>	
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について (防災・まちづくり・交通対策特別委員会)

土木部交通対策課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3陳情第4号 JR総武線亀戸駅「東口」にエレベーター設置を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 JR総武線亀戸駅「東口」にエレベーターを設置されるよう、関係機関に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和3年 3月22日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 現在、JR東日本では、1ルート目のバリアフリー化を進めている。千葉支社管内には1ルート目が確保されていない駅もあるため、今後も1ルートの整備を進めるとのことであり、亀戸駅については北口にエレベーターを整備済みであるため、東口の計画はないとのことである。 亀戸駅東口のエレベーター設置については、高齢者や障害者をはじめ多くの方の利便性が高まると考えるため、JR東日本に対して、機会を捉えて要望を伝えていく。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (防災・まちづくり・交通対策特別委員会)

土木部交通対策課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3陳情第10号 城東地域でのコミュニティバス運行に向け、住民の声を反映したよりよいものにするための陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 (1) バス停から遠いなど、交通困難な大島の地域から高齢者医療センターなど医療・介護・公共施設などへの足の確保をしてください。 (2) バス停から遠いなど、交通困難な大島の地域から亀戸駅や地下鉄駅にアクセスできるようにしてください。 (3) シルバーパス保有者は無料にしてください。 (4) 地域の声をつかみ、反映した路線にしてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月15日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和3年 3月22日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 及び (2) 区内の交通は都営バスの運行を基軸として考えており、都営バスの運行を充実させるべく取り組んでいる。当該施設には、都営バスや都営地下鉄を乗り継ぐことによって、アクセスが可能であると認識している。 (3) 及び (4) 本区では、新たなコミュニティバスの計画がないため、検討していない。</p>	